

地域支援・医薬品供給対応体制加算に伴うお知らせ

1. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、入院及び外来において厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従って、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果、用法・用量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品をいいます。研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べ薬価が安くなっています。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師におたずねください。

2. 医薬品供給不足における当該保険医療機関の対応

当該保健医療機関では医薬品の供給が不足した場合に治療計画の見直しを行う等、適切に対応する体制を以下の通り整えております。

医薬品の変更

当該保険医療機関や地域の保険薬局で在庫状況の共有・医薬品の融通を行っておりますが、それでも医薬品を提供できない場合があります。その場合には治療計画の見直しを行い、医薬品の変更を行います。

医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更になる場合がございます。変更する場合は、変更内容について当該保険医療機関、地域の保険薬局が連携し患者さまへ説明いたします。